

# 第80回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

平成30年3月23日(金曜日)

出席議員  (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
	書記	高橋真弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	久保正彦	税務課長	安東文裕
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	大永克司
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	加藤逸生
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	阿山安秀	三日月支所長	船引和範
	会計課長	高見寛治	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	服部憲靖		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 10 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 2. 議案第 11 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 3. 議案第 12 号 佐用町南光歯科保健センター条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 4. 議案第 15 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 5. 議案第 16 号 園芸施設共済の危険段階基準共済掛金率の設定について（委員長報告）
- 日程第 6. 議案第 18 号 佐用町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 7. 議案第 19 号 佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 8. 議案第 20 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 9. 議案第 32 号 平成 30 年度佐用町一般会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 10. 議案第 33 号 平成 30 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 11. 議案第 34 号 平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 12. 議案第 35 号 平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 13. 議案第 36 号 平成 30 年度佐用町介護保険特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 14. 議案第 37 号 平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 15. 議案第 38 号 平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 16. 議案第 39 号 平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 17. 議案第 40 号 平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 18. 議案第 41 号 平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 19. 議案第 42 号 平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 20. 議案第 43 号 平成 30 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 21. 議案第 44 号 平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 22. 議案第 45 号 平成 30 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 23. 議案第 46 号 平成 30 年度佐用町水道事業会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 24. 議案第 51 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25. 議案第 52 号 平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）について
- 日程第 26. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第 27. 議員派遣について
- 

午前 09 時 30 分 開議

議長（岡本安夫君） おはようございます。

議員並びに町当局の皆さんには、おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまです。

昨日、小学校の卒業式でした。中学校と違いまして、どことなくかわいらしさが残る、ある、そんな感じがしました。皆さん、それぞれご出席、大変御苦労さまでした。

今、春分と言いましても、本当にこう寒い日が続いております。また、今日ぐらいから、だんだん温かくなるんじゃないかなと思います。

3月6日に開会した、第80回定例会も、本日最終日を迎えます。委員会の審査報告ほか、追加議案もありますが、いずれにしましても適切妥当な結論が出ますよう慎重審議願いまして開会の挨拶とさせていただきます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。それでは、日程に入ります。

- 
- 日程第1. 議案第10号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第2. 議案第11号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第3. 議案第12号 佐用町南光歯科保健センター条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第4. 議案第15号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第5. 議案第16号 園芸施設共済の危険段階基準共済掛金率の設定について（委員長報告）
- 日程第6. 議案第18号 佐用町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第7. 議案第19号 佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第8. 議案第20号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（岡本安夫君） まず、日程第1から日程第8までを、一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第10号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから、日程第8、議案第20号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

議案第10号、第11号、第12号、第15号、第16号、第18号、第19号及び第20号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、千種和英君。

〔産業厚生常任委員長 千種和英君 登壇〕

産業厚生常任委員長（千種和英君） 皆さん、おはようございます。

それでは、先ほど一括議題とされました日程第1から日程第8までの8議案につきましの審査結果をご報告いたしますが、その審査に当たり、所管課や関連議案ごとに審査を

いたしましたので、その審査順に、まず、議案第 10 号、次に、議案第 18 号、議案第 11 号、議案第 19 号、議案第 20 号、議案第 12 号、議案第 15 号、最後に議案第 16 号をご報告させていただきますこと、ご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

まず、審査日時でございます。平成 30 年 3 月 12 日、月曜日、午前 9 時 27 分から審査を開始いたしました。

審査場所につきましては、第 1 庁舎西館 3 階、議員控室でございます。

出席者においては、委員、千種、廣利、石堂、岡本義次、山本、平岡、そして、議長。矢内副委員長につきましては、欠席でございました。

当局からは、町長、副町長、総務課長、住民課長、住民課年金保険室長、高年介護課長、高年介護課高年介護室長、健康福祉課長、健康福祉課健康福祉推進室長、農林振興課長、農林振興課農林水産振興室長、農林振興課農林水産室長補佐。

事務局からは、局長、局長補佐でございました。

第 80 回定例会において付託されました 8 件の審査について、順次報告をさせていただきます。

まず、議案第 10 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

当局からの追加説明を求めました。

当局から、佐用町国民健康保険税条例の一部改正、保険税の算定方式について、国保税の算定に当たり、県の第 2 期財政安定化支援方針において 3 方式を目指すとしており、町では 4 方式から資産割を除いた 3 方式へ段階的に移行することに佐用町国民健康保険運営協議会で同意をされたとの報告。

資産割においては、3 年で解消をすることで、今年度、平成 30 年度においては、資産割を 2 分の 1 とし、平成 32 年度での廃止の予定。

また、応能割と応益割の賦課割合は、応能割 50、応益割 50、均等割 35、平等割 15 の賦課割合で算定をする。

一般被保険者国民健康保険税の医療分、支援分、介護分、それぞれの税率を改正前と改正後に、その該当する税条例の改正状況の説明がありました。

続いて、国民健康保険税率の推移について、税額算定に当たり基礎となった数値は、一般分と退職分。

医療分については、一人当たり 2,398 円の減額、一世帯当たり 4,451 円の減額となっている。

次に、支援分は、一人当たり 3,298 円、一世帯当たり 5,211 円の増額となっている。

介護分は、一人当たり 1,767 円の増額となっている。

との追加説明が終わり、質疑に入りました。

質疑においては、激変緩和措置というものは、具体的にどんなのか。それにつきましては、激変緩和については、兵庫県下の 41 市町の納付金をもとに算出されており、保険料の伸びが 2.9 パーセントを越す市町においては激変緩和措置がされることになっている。佐用町においては、2.8 パーセントということで、激変緩和の対象にはなっていないとの答弁がありました。

また、県が見込んでいる、給付総額の見込みの基準については、答弁として、今回は、平成 26、27、28 年、3 カ年の平均から算出されているとの答弁がありました。

条例改正の関連で、本町に、国民健康保険の給付費に充てる準備基金の財源があるが、この準備基金が、県に財政運用を移行することによって、今後、どのような取り扱いがされるのかという質疑に対しては、納付金が不足する場合、その翌年の基金に充てるとの答弁がありました。

質疑が以上であり、質疑を終結し、討論に入りました。

討論においては、反対討論、賛成討論がそれぞれありました。

討論を終結し、採決を行いました。採決の結果、賛成多数で、議案第 10 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 18 号、佐用町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

当局に追加説明を求めました。

今回の条例改正の概要については住所地特例の見直し。

現行制度では、住所地特例者が 75 歳年齢到達時等により国民健康保険から後期高齢者医療に加入する場合には、住所地特例の適用がされず、施設所在地の広域連合が保険者となっております。

今回の法改正により、現に国民健康保険の住所地特例を設けている被保険者が、広域連合の被保険者となる場合には、前住所地の市町村が加入する広域連合に保険者となるように変更されるという改正という説明がありました。

質疑に入りました。質疑においては、平成 30 年 4 月 1 日からは、今のような内容に変わるが、既に、こういうケースの場合は、どうなるのか。それに対しまして、平成 30 年の 4 月 1 日からの施行であり、今後、新たに 75 歳に到達される方から適用するということですので、今現在の方については、今のままということで、改正がないという答弁がありました。

ここで質疑を終結し、討論に移りました。討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に移りました。

採決の結果、賛成全員、よって、議案第 18 号、佐用町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 11 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

当局の追加説明を求めました。

今回の条例改正、主な改正点は 4 点。

まず、第 1 点目が、保険料率の改正、いわゆる保険料の引き上げでございます。

そして、第 2 点目の改正は、段階でございます。第 6 期計画では、9 段階であったものを、今回は 10 段階ということになります。この理由については、もともと第 8 段階 190 万円から 400 万円に刻みが一度に上がるということで、今回は、ここを見直し 100 万円刻みのところにしました。これによって、少しでも下のほうの段階の方、低所得の方に配慮した保険料を設定したいということでございました。

そして、3 点目は、基準所得金額の改正でございます。国の介護保険法施行規則、省令、その改正がこのようになっております。それに合わせ、今回、条例改正を行いました。

改正の 4 点目は、国の介護保険法施行令、政令で、その改正が行われたものでございます。低所得の方、つまり第 1 段階から第 4 段階全て所得判定基準に、「課税年金以外の」という言葉が加わりました。

これは、介護保険法施行令の改正ですので、こちらの条例とは直接は関係がないという説明がありました。

次に、質疑に入りました。

質疑においては、第 7 期の給付費の見込額を算出する時に、町に対する新たな増加要因、介護施設から医療院に変わることによって、どんなふうに費用が増えるのかという質疑がありました。それに対しましては、介護医療院は、医療施設からの転換ということで、今、病院であるが、介護給付費というのは、そこに入居されている方については、ほとんど生

じていない。それが介護医療院になると、特養のような基本報酬というものが必要になってきます。ですから、特養の方は、特別会計から払う保険給付費として大体1人当たり年間240万から250万円必要であります。介護医療院についても、今のままで病院ということで、そういうものがゼロであったのが、特養と同じように基本報酬というものが必要になってき、おそらく1人当たり300万円程度必要になるのではないかと。

また、質疑として、その額を見積もる際に、今の医療施設が、どういうふうにして医療院のほうに、どういうふうに変わっていくのかという質疑があり、答弁としては、介護医療院の経営については、当初50人ということをも明言されていた。ただ、国の介護医療院に対する説明、人員基準とかが明らかになるにつれて、50人ではなく、30人から40人、当局としては、40人ということ念頭に、この計画を立てているという答弁がありました。

これで質疑を終結し、討論に入りました。

討論においては、反対討論、賛成討論が、それぞれありました。

討論を終結し、採決に移りました。

採決の結果、賛成多数、よって、議案第11号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第19号、佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

当局の追加説明を求めました。

この条例改正の主な改正点は2点。

まず、1点目が、居宅介護支援事業者の指定権限の移譲に伴う改正、現行では、居宅介護支援事業者というのは、都道府県が指定をし、指導、監査、そういう業務を行っておりますが、平成30年4月以降については、市町村が都道府県に変わって、それを行う。

2点目の改正は、看護小規模多機能型施設の事業者の要件に、これまでは法人でしか、その事業に参入できなかったが、個人経営の医院であっても、それに算入できるというふうに国の基準が緩和されたので、それに合わせて佐用町も基準緩和をした。ちなみに、佐用町には、この施設はないという説明がありました。

質疑に入りました。

質疑においては、居宅介護支援事業所などの勧告とか命令、また、指定の取り消し、指定の効力の停止とかいう権限を与えられるということ、これらは、どんなふうにしてするのかという質疑に対して、答弁は、1点目は、定期監査、定期的にそちらの事業所に行い監査ということを行います。そこで、いろいろ不都合があったり、法令違反の行為が、あまりひどいようなものでありますと、是正勧告をしたり、また、取り消しをすることになります。もう1点目は、そういった情報が寄せられ臨時的に監査に入る場合もあるとの答弁がありました。

また、監査に当たって町職員の能力で十分できるのかというのがあり、答弁としては、居宅介護支援、介護サービス事業者全般に法令に基づいてやらなければならないため、その法令に合っているかどうかを書類で判断するだけですので、十分、行政の職員で対応できるもとの答弁がありました。

以上で、質疑を終結しました。

討論に入りました。討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に移りました。

採決の結果、賛成全員で、議案第19号、佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例についての審査に移りました。

当局に追加説明を求めました。現在については、指定申請の審査に対して、料金を徴収していませんでしたが、都道府県は平成 21 年から徴収をしております。佐用町においても、この際、指定審査の事業所が増えることもあり、受益者負担という観点からも、料金を定め指定審査に対する手数料を徴収していきたいというものでありました。手数料の根拠については、兵庫県を参考にし、佐用町も同様の手数料の体系にしたとの説明がありました。

続いて、質疑に入りました。質疑はありませんでした。

質疑を打ち切り、討論に移りました。討論は、ありませんでした。

討論がないようですので、終結し、採決に移りました。

採決の結果、賛成全員、よって、議案第 20 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 12 号、佐用町南光歯科保健センター条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

当局の追加説明を求めました。南光歯科保健センターは、平成 30 年 4 月から、一般診療を廃止し訪問歯科診療を中心とした歯科保健事業を実施する。訪問に特化するため、これまでの歯科診療から訪問歯科診療と居宅療養管理指導等を中心とした診療を行うため、利用者からの使用料及び手数料を健康保険法に基づく、診療報酬に加え、新たに介護保険法の規定による額を追加するための条例改正であります。

質疑に移りました。

質疑では、説明の中であった定めた額についての質疑がありました。答弁として、これは介護保険法の規定による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づいた額との答弁がありました。

また、訪問診療をする上で、診療所を持っていないと、事業ができないという、そういう決まりのもとで、どうなっているのか。これに対しては、今回、改正する介護保険は、みなしとなる。当然、診療報酬、これは診療所の届け出が必要となってきますので、設置者は佐用町。管理者が、今までどおりで新庄先生が歯科の医療管理者体制は変わらないとの答弁がありました。

ここで質疑を終結し、討論に入りました。討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に移りました。

採決の結果、賛成全員で、議案第 12 号、佐用町南光歯科保健センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 15 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

当局に追加説明を求めました。園芸施設共済は引き受けも少なく、事故の発生についても、平成 24 年から平成 28 年度までの 5 年間で 11 件、支払共済金額が 49 万 315 円とわずかであったため、町内一律の掛金率を適用してきた。しかし、平成 29 年法律第 74 号、農業災害補償法の一部を改正する法律によって、平成 31 年 1 月以降に共済責任期間が開始する全ての共済目的に危険段階の導入が義務付けられました。危険負担の公平性を図るため、このたび危険段階別共済掛金率を設定するための条例の整備である。

質疑を求めました。質疑はありませんでした。

質疑はないので、討論に移りました。討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に移りました。

採決の結果、賛成全員、よって、議案第 15 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 16 号、園芸施設共済の危険段階基準共済掛金率の設定についての審査

に入りました。

当局の追加説明を求めました。

園芸施設共済の危険段階基準共済掛金率の設定については、園芸施設共済の危険段階区分は、過去5年間の平均被害率によって5段階に設定し、危険指数の最小値を「1」とし、最大値を「1.25」倍として設定がしてある。本町の引き受けは、ビニール被覆で骨組みパイプしかありません。プラスチックハウスⅡ類のみありますので、このたびの危険段階別共済掛金率の設定については、プラスチックハウスⅡ類のみのものであります。危険段階の導入により、無事故農家の場合、従来の農家負担額よりも約6パーセントの減額になるとの説明がありました。

質疑に移りました。

質疑においては、現在、対象がプラスチックハウスⅡ類だけということで、新規にそれ以外の、新たなものが出てきた場合は、基準掛金率を、まず、適用するのか。被害率を出していくのに、何年か経過しないと出てこないと思うが、新たな加入形態が出てきた場合、何年後に設定基準を定めるのかという質疑がありました。これに対しましては、次の危険段階の改正は3年後となっている。その間に新しく加入された方については、その間の加入された期間の実績を見て、ただ、過去5年の事故率となるので、過去5年とした場合の平均の事故率、被害率を換算して段階を決めるとの答弁がありました。

以上で、質疑を終結し、討論に移りました。討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に移りました。

採決の結果、賛成全員、よって、議案第16号、園芸施設共済の危険段階基準共済掛金率の設定については、原案のとおり可決されました。

以上の8件の付託案件については、以上の審査となっております。

この審査8件終わりました、午前11時30分に閉会をいたしました。

以上、産業厚生常任委員会に付託されました案件についての報告とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 産業厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第10号から順次、委員長報告に対する質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしくお願ひします。

まず、議案第10号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 議案第10号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

反対の理由は、平成30年度からの国民健康保険税が1人当たり1.8パーセントの引き上げ、1世帯当たり0.6パーセントの引き上げを行う改正であるということです。

均等割は医療分で2万3,300円から2万7,600円に4,300円引き上げる。支援分では、

5,900円から7,800円に1,900円引き上げ、介護分で9,300円から9,600円に300円、それぞれ引き上げるという内容です。

均等割の引き上げは、国保世帯の子供の人数が多くなると保険税が増える。少子化対策が社会問題となっている中で、町独自の軽減を求めます。

国民健康保険の県単一化は町が決められた納付金を県に支払う制度で保険証の発行、国保税の決定、賦課徴収、医療の給付、保健事業などは引き続き町が運営します。

新しい制度のもとでも一般会計からの繰り入れは可能です。国の財政支援が強化されているもとで、国保税の増税は必要ありません。

以上の理由で、反対の討論を終わります。

議長（岡本安夫君） ほかに討論ありますか。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） 議案第10号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険につきましては、平成30年度より財政運営を県が行うことになっています。これは、本町のように小規模な、さらに言えば、財政運営の不安定な保険者の財政負担を軽減し、制度の安定的な維持を目指すものです。

具体的には、公費補充により財政の強化を行うため、財政運営を県が行い、保険料の決定、給付、資格等を町が行うこととなっています。

今回の条例改正は、これに伴い町が県に対して支出する納付金に必要な財源としての料率を求め改正しようとするものです。

さらには、県下での納付金の算出根拠統一のため、応能・応益割の見直しが決定され、その経過措置として、所得割、資産割の変更をするものです。

いずれの内容も本町国民健康保険の安定的な運営を図る上で必要なものであり賛成とします。以上です。

議長（岡本安夫君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第10号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって、議案第10号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第2、議案第11号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 11 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について、  
反対討論を行います。

反対の理由は、第 7 期介護保険料を基準月額、現行の 5,600 円から 6,900 円と 1,300 円、  
23 パーセントもの値上げになります。町民の負担を増大させるものであり、認められませ  
ん。

厚生労働省は、介護保険料に対する自治体の独自減免は法令上禁止していません。一般  
財源の繰り入れで保険料を軽減すべきです。

以上で、反対討論を終わります。

議長（岡本安夫君） ほかに討論はありませんか。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） 議案第 11 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について、  
賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の条例改正では、第 7 期事業計画において必要と考えられている介護保険給付費に  
対応するための法定負担金の原資となる介護保険料を改めるものほか、算出に必要な所得  
段階の適正な判断のための細分化を行うものが主なものです。

第 7 期事業計画においては、第 6 期実績に増加が見込まれる給付費が約 6 億 5,000 万円、  
さらに介護報酬改定及び介護医療院への転換などによる特例要因による約 5 億 4,000 万円  
についても増加になると考えられ、これらを合わせると、給付費の見込み額は 78 億 6,900  
万円となり、被保険者負担率に基づく負担額の調整交付金等を加味し保険料必要額を見ら  
ると 15 億 5,000 万円となり見込み収納率及び被保険者数から勘案すると、年間保険料 8 万  
2,800 円、月額 6,900 円が必要となります。

今回の改正は、本町介護保険事業を安定的に運営し、住民生活における福祉向上を図る  
ために必要な内容であり賛成とします。

議長（岡本安夫君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 11 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定する  
ことに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって、議案第 11 号、佐用町介護保険条例の一

部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第3、議案第12号、佐用町南光歯科保健センター条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第12号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第12号、佐用町南光歯科保健センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第4、議案第15号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第15号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第15号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第5、議案第16号、園芸施設共済の危険段階基準共済掛金率の設定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 16 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 16 号、園芸施設共済の危険段階基準共済掛金率の設定については、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 6、議案第 18 号、佐用町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 18 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 18 号、佐用町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 7、議案第 19 号、佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 19 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 19 号、佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 8、議案第 20 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 20 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 20 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

- 
- |         |          |  |
|---------|----------|--|
| 日程第 9.  | 議案第 32 号 | 平成 30 年度佐用町一般会計予算案について（委員長報告）              |
| 日程第 10. | 議案第 33 号 | 平成 30 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について（委員長報告）    |
| 日程第 11. | 議案第 34 号 | 平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について（委員長報告）        |
| 日程第 12. | 議案第 35 号 | 平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について（委員長報告）       |
| 日程第 13. | 議案第 36 号 | 平成 30 年度佐用町介護保険特別会計予算案について（委員長報告）          |
| 日程第 14. | 議案第 37 号 | 平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計予算案について（委員長報告）           |
| 日程第 15. | 議案第 38 号 | 平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について（委員長報告）        |
| 日程第 16. | 議案第 39 号 | 平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について（委員長報告） |
| 日程第 17. | 議案第 40 号 | 平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について（委員長報告）      |
| 日程第 18. | 議案第 41 号 | 平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について（委          |

員長報告)

- 日程第 19. 議案第 42 号 平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について (委員長報告)  
日程第 20. 議案第 43 号 平成 30 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について (委員長報告)  
日程第 21. 議案第 44 号 平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案について (委員長報告)  
日程第 22. 議案第 45 号 平成 30 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について (委員長報告)  
日程第 23. 議案第 46 号 平成 30 年度佐用町水道事業会計予算案について (委員長報告)

議長 (岡本安夫君) 続いて、日程第 9 から日程第 23 までを一括議題とします。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 (岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、日程第 9、議案第 32 号、平成 30 年度佐用町一般会計予算案についてから、日程第 23、議案第 46 号、平成 30 年度佐用町水道事業会計予算案についてまでを一括議題とします。

議案第 32 号から議案第 46 号までについては、所管の予算特別委員会に審査を付託しておりますので、予算特別委員会の審査報告を求めます。

予算特別委員長、西岡 正君。

[予算特別委員長 西岡 正君 登壇]

予算特別委員長 (西岡 正君) それでは、命によりご報告いたします。

予算特別委員会に付託されました平成 30 年度佐用町一般会計予算案及び各特別会計予算案の審議について報告をいたします。

報告については、全議員で構成する委員会ですので主な質疑の概略を述べる形といたします。

審議日時は、一般会計予算案については 3 月 7 日、各特別会計については 3 月 8 日、議場にて行いました。

出席者は病欠の矢内議員を除く全員と、当局から町長、副町長、教育長、各課長、各関係室長であります。

まず、議案第 32 号の一般会計予算案から報告いたします。

歳入では、町税について滞納の状況についての質疑があり、滞納者の件数については、723 件が平成 29 年度に滞納繰越となっていたが、現在 472 件となっているとの答弁がありました。

固定資産税の減額予算についての質疑があり、家屋全棟調査が完了せず、平成 31 年度は課税するが、今年度は計上していないとの答弁がありました。

また滞納分について新たな取り組みについて質疑に対して、平成 29 年度から県の滞納特別徴収整理回収チームに来てもらい指導を受け、技術的な向上を目指しているとの答弁がありました。

使用料について、町民の利用についての減免化について質疑があり、子供たちのスポーツ、文化活動については減免しているが、さらに必要であれば考えるとの答弁がありました。

続いて歳出に移りました。

総務費では、13 地域協議会への活動支援交付金に関して、新たな特筆すべき活動について質疑があり、作野先生の指導で協議会がどうあるべきかなどの指導を受けるとか、昨年度からセンター長会議を毎月開催しているなどの答弁がありました。

テクノ線のコミバスの積み残しについては、テスト期間中などに偏って積み残しがあるが、毎日ではないので父兄の協力も得ながら、大型バスの購入までの期間については理解を得る努力をしたいとの答弁がありました。

一般管理費の PCB 関連調査の全体的な計画についての質疑があり、全体把握までできていないので、4,000 万が上限ではなく、今年度の油分分析の結果によってさらに取りかえが必要だとの答弁がありました。

企画費の次世代農業モデルプラントの町全体の横展開について質疑があり、6,000 平方メートルの農業ハウスを使っているが、この規模でいいのかどうか。下地づくりをしているとの答弁がありました。

情報通信施設費では、ケーブルテレビの改修、通信施設の整備、機器の更新について質疑があり、随契か競争入札か検討をしてみたい。財源として、今回は合併特例債を考えているが、基金の公共施設の整備基金の積み立てを検討しているとの答弁がありました。

民生費の国民健康保険特別会計繰出金について、一般会計からの繰り出しが減額されていることの要因について質疑があり、平成 30 年度からの制度改正による額等を算出根拠としているとの答弁がありました。

さよさよサービスの社協に対する助成金について、デマンド方式について高齢者の方々にとって一番確実な効率的な方法だと答弁がございました。

衛生費の子育て世代包括支援センターの設置・運営についての質疑があり、専任の保健師を置き、産前・産後の教室を開催、妊婦の心身のケア、育児のサポートを行い、産後ケア事業として母親と乳児の宿泊とかデイケア、授乳指導などを行う等の答弁がありました。

林業振興費の森林 ICT 管理運用委託料の内容についての質疑があり、林地台帳の整備と森林 ICT プラットホームの管理費との答弁がありました。

商工費のいなちくロングライドの平成 31 年度以降の開催についての質疑があり、開催団体をどこにするのか、スポンサーを探すことも含めて検討したいとの答弁がありました。

備品購入費の図書館の図書 4,400 冊購入について質疑があり、利用の増大に向けて学校などへの団体貸出、8 福祉施設への配布、高齢で図書館に来られない方へ本を届けるサービスなどを行っているとの答弁がありました。

以上で、一般会計の質疑を終了し、討論に入り、反対討論では、町民の負担軽減、福祉の向上、農林商工業の振興、子育て支援に不十分な予算であるとの討論がありました。賛成討論では、町税、交付税の減少の中、総合計画をテーマに新規政策を織り込み、各施策への取り組みがうかがえる予算と評価するとの討論がありました。

採決の結果、議案第 32 号、平成 30 年度佐用町一般会計予算案は、賛成多数で原案とおりの可決されました。

翌 3 月 8 日に、各特別会計の審議を行いました。

出席者は、病欠の矢内議員を除く全員、当局からは町長、副町長、教育長、各課長、関係室長であります。

メガソーラー事業収入特別会計では、各事業所ごとの売電実績、配当についての質疑があり、申山の売電実績は年間 2 億 4,000 万円。プールは 700 万円。中安小学校で 5 万 3,000 キロワット、久崎で 7 万 3,000 キロワット、金屋で 7 万 4,000 キロワット。留保財源を置きながら、2,000 万円ずつ、合計 4,000 万円ずつの配当をしているとの答弁がありました。

討論はなく、全員賛成で議案第 33 号、平成 30 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案は原案のとおり可決しました。

議案第 37 号（後で 34 号に訂正あり）、国民健康保険特別会計では、国民健康保険税、前年度比較でマイナスだが、その要因はとの質疑があり、今年度から制度改正が要因で、一人当たりの支払いについては今の段階では答えられないとの答弁がありました。

また、制度改正で国の財政支援はとの質疑があり、保険者努力支援分として特別交付金があり、額が決まってくるとの答弁がありました。

特別交付金の性格によって、保険税の徴収率などが評価されるのかとの質疑には、各市町の取り組みによって、努力者支援という形で評価されているとの答弁がありました。

また、町民の負担軽減という意味では、納税強化ではなく実態をよく見て納めていただくことが必要という質疑があり、他の税と同様に納付していただくことが原則との答弁がありました。

討論では、反対の意思表示、賛成の意思表示がありました。

議案第 34 号、平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案は、賛成多数で原案とおりに可決いたしました。

次に、議案第 35 号、後期高齢者医療特別会計予算案では、後期高齢者医療保険料が前年度に比較して減額の要因との質疑に対して、平成 30 年、平成 31 年と税率の改正が行われて保険料が下がるとの答弁がありました。

討論では、反対の意思表示、賛成の意思表示がありました。

議案 35 号、平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案は、賛成多数で原案のとおり可決いたしました。

議案第 36 号、介護保険特別会計では、介護保険料の 2 割以上の引き上げは佐用町の実態を見ていないのではという質疑があり、できるだけ軽減を考えて、今回の保険料を算出したとの答弁がありました。

討論では、反対の意思表示、賛成の意思表示がありました。

議案第 36 号、平成 30 年度佐用町介護保険特別会計予算案は、賛成多数で原案とおりに可決いたしました。

議案第 37 号、朝霧園特別会計では、ショートステイのような短期でお預かりする方の状況について質疑があり、以前は 10 人程度あったが、小規模多機能の施設、特養の施設でショートステイができるため、以前のように実績は上がっていません。

討論なし。

議案第 37 号、平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計予算案は、全員賛成で原案とおりに可決いたしました。

議案第 38 号、簡易水道事業特別会計では、滞納繰越額についての質疑があり、988 万 9,000 円、170 件を見込んでいるとの答弁がありました。

討論なし。

議案第 38 号、平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案は、全員賛成で原案とおりに可決いたしました。

議案第 39 号、特定環境保全公共下水道事業特別会計では、滞納繰越しについての質疑があり、1,208 万円、112 件を推定しているとの答弁がありました。

討論なし。

議案第 39 号、平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案は、全員賛成で、原案とおりに可決されました。

議案第 40 号、生活排水処理事業特別会計では、生活排水処理施設使用料が 2,974 万 6,000 円減ったとしているがとの質疑があり、世帯数が減り、区域内人口が減少したとの答弁がありました。

討論なし。

議案第 40 号、平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別予算案は、全員賛成で原案とお  
り可決いたしました。

議案第 41 号、西はりま天文台公園特別会計予算案では、天文台にお越しの方々への特  
産物の販売についての質疑がありました。平成 29 年度から天文台マルシェという形で野  
菜等を販売しているとの答弁がありました。

討論なし。

議案第 41 号、平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案は、全員賛成で、  
原案とおり可決をいたしました。

議案第 42 号、笹ヶ丘荘特別会計では、テクノの新しい宿泊施設の影響について質疑が  
あり、新しい施設を使いたいという方が増え、影響が出ているとの答弁がありました。

討論なし。

議案第 42 号、平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案は、全員賛成で、原案のと  
おり可決いたしました。

議案第 43 号、宅地造成事業特別会計では、質疑、討論なし。議案第 43 号、平成 30 年  
度佐用町宅地造成事業特別会計予算案は、全員賛成で、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第 44 号、農業共済事業特別会計では、水稻の引き受け面積の増加の  
要因はとの質疑があり、平成 30 年度から生産調整がなくなるこのことでの増加見込みの  
との答弁がありました。

討論なし。

議案第 44 号、平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案は、全員賛成で、原案の  
とおり可決いたしました。

議案第 45 号、石井財産区特別会計では、質疑、討論なし。議案第 45 号、平成 30 年度  
佐用町石井財産区特別会計予算案は、全員賛成で、原案のとおり可決をいたしました。

議案第 46 号、水道事業会計では、資本的収入の内容はとの質疑があり、多賀、櫛田の  
水道緊急連絡管の設計工事、改良消火栓の移設工事などを見込んでいるとの答弁がありま  
した。

討論なし。

議案第 46 号、平成 30 年度佐用町水道事業会計予算案は、全員賛成で、可決いたしまし  
た。

以上で、まことに簡略的でありましたが、予算特別委員会に付託されました案件につい  
て報告を終わります。以上です。

議長（岡本安夫君）                      ここで暫時休憩します。

午前 10 時 26 分    休憩

-----  
午前 10 時 27 分    再開

議長（岡本安夫君）                      それでは、休憩を解きます。

予算特別委員長（西岡 正君）          ちょっと、修正をお願いします。

議案第 34 号の時に、議案第 37 号と言ったようであります。訂正願います。

それから、議案第 43 号の時に、議案第 44 号と言ったようであります。大変失礼いたし  
ました。修正をお願いします。以上です。ありがとうございました。

議長（岡本安夫君）                      予算特別委員長の審査報告は終わりました。

なお、予算特別委員会で、議案に対する質疑は終結しておりますので、議案第 32 号から、順次、討論及び採決を続けて行いますので、よろしくお願ひします。

まず、日程第 9、議案第 32 号、平成 30 年度佐用町一般会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に対する反対討論の方ありますか。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 議案第 32 号、平成 30 年度佐用町一般会計予算案の反対討論を行います。

問題点の第 1 は、基金のため込みです。町は、これまで合併 11 年目から、普通交付税の大幅な減額が行われるとしてきました。しかし、国は合併時点では想定されていなかった支所経費などを交付税に算定し、交付税削減額が緩和されています。町長は、財政調整基金は増えていない。目的基金を積んでいると言われますが、この中で増えているのは公共施設等整備基金で、確かに老朽化した施設の更新には備えは必要です。しかし、施設の老朽化は全国の自治体が抱える課題で佐用町だけが基金を積んで備えるというものではありません。今年 1 月の市町村担当者会議で総務省自治財政局長は、「公共施設の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するために、地方財政措置を拡充している。こういう状況を考慮した上で、基金の適正管理をお願いしたい」と発言しています。また、起債残高が本町は高い。この返済のために基金を置くと町長は言われますが、本町は、合併特例債や過疎債といった有利な起債があり、他市町との比較で交付税算入割合を加味しないと正確な指標にはなりません。これまで合併算定替え終了に備えるとして積み立てている基金を町民の暮らしを守るために有効に活用すべきです。

第 2 は、町民の暮らしを応援する手だてです。国保税や介護保険料・利用料の軽減のために一般会計会計からの繰り入れを行い住民負担を軽減すべきです。

学校給食の完全無料化で子育て支援のさらなる充実が求められます。小中学校児童・生徒の副教材費相当分の補助では、商品券の発行は町内業者の売り上げ増の効果は限定的で、経費と手間もかかります。直接、町予算の中でみるべきであります。

交通弱者の増加が見込まれる中、外出支援サービスさよさよサービスは、社会福祉協議会に移譲されていますが、毎日運行をすること。福祉タクシーの利用回数制限の緩和など、利用者の利便性向上と同時にタクシー業者の営業を守るべきです。コミバス運行は、近隣の料金に合わせる対応で乗車料金が引き下げられました。現行バスの土日運行や町全域を網羅し公共交通のさらなる充実が求められています。

保育士の正規雇用をさらに増やすべきです。保育士の正職員化は、保育の資質向上など職員の職業意識の向上にとって重要であります。

また、保健師は、保健・医療・福祉の充実に重要な役割を果たしています。さらに増員を図るべきです。健康づくりでは、それぞれの年代にあった健康づくりの体制と施設の整備が合わせて必要です。また、健康診断を充実し健康で長寿を喜べるまちづくりを進めることが必要です。

また、文化・スポーツの発展を支援するためにも、町民の公共施設使用料は免除すべきです。

太陽光発電施設設置補助金は継続すべきです。個人住宅や事業所は、売電ではなく自家消費が主です。売電価格が下がっても影響は少なく、自然エネルギー活用の啓発にもなり

ます。さらに、小水力・風力・バイオマスなどの自然エネルギーの研究の取り組みも必要です。

第3は、地域・産業振興の推進です。地域づくり協議会を地域振興の主人公と位置づけ、職員の支援強化とリーダーの養成体制が必要です。農業では農業特産品の育成を強めるとともに、生産者、JA、県農業改良普及センターとも連携した放棄田対策など実効性のある農業振興への取り組みが必要で、そのためにも中核となる組織の編成が必要です。

商工業では、商工振興の総合窓口業務は、商工会任せではなく、町の業務として位置づけ、商工業者の声を町の責任で直接把握すべきです。それを踏まえ中小企業振興条例を制定し、抜本的な商工業者への支援が求められます。

地域循環型の経済政策を進めることについて、町内商工業者の支援として全国で実効性があるとして取り組まれている住宅リフォーム制度の導入をするべきです。

賃金単価を保障し、入札を適正化させていく上で有効な公契約条例を制定すべきです。

第4に、教育では、子供の学力向上に資する司書教諭の配置が求められます。

本町は、過疎化が急速に進んでいる中、誰もが住みやすいまちづくりが一層大切になっています。生活環境の整備、産業振興、教育文化の発展、安心して暮らせる福祉・医療の充実に不十分な予算であることを指摘して反対討論といたします。

議長（岡本安夫君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 小林議員。

3番（小林裕和君） 平成30年度一般会計当初予算案に対する賛成の立場で討論をします。

予算特別委員会で審議した結果、歳入で町税は納税義務者の減少及び評価がえ等で、前年比2.2パーセントの減。交付税は、前年比4.6パーセント減額見込みで、年々厳しくなる状況の中、平成30年度一般会計予算は総額124億2,451万6,000円。

佐用町第2次総合計画を基本にテーマごとに本町の課題、現状を考慮した新規施策も創設した予算編成になっています。

子育て世代包括支援センターの創設、農村地域防災減災事業、南光自然観察村の機能拡充、利神城跡保護基礎データの調査、また、将来に向けた情報通信施設更新整備等に着手し、若者定住支援施策、地域防災力の向上、地域交通の安全と機能整備、保育環境の充実施策等を継続し、広範囲にわたって途切れのない施策を展開する予算となっており、また、将来を見据えた基金についても必要最小限の確保ができています。

本予算においても国保特別会計をはじめとする各会計を安定させるために、公平性を保ちながら一般会計からの繰出金に配慮していることは評価できるものです。

今後、厳しい財政運営が見込まれる中における予算編成では、見込み予算計上も避けられないとは理解していますが、より以上に明確な目的、計画、調整の中での施策予算の計上が望まれます。

平成30年度予算の多種多様施策の実施、達成には、町民の理解と協力が不可欠であることは言うまでもありませんが、それ以上に行政の組織力の向上、実行力、推進体制の強化が重要になってきます。

予算の執行に当たっては、さらなる既存施策の見直しと改善を図り、基本である健全な財政運営がなされることを望み、賛成の討論といたします。

議長（岡本安夫君） ほかに討論はありませんか。  
ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 32 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって、議案第 32 号、平成 30 年度佐用町一般会計予算案については、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 10、議案第 33 号、平成 30 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 33 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 33 号、平成 30 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 11、議案第 34 号、平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、討論を行います。  
まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 議案第 34 号、平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の反対の討論をいたします。

平成 30 年度は、県が国保の保険者となり、町の国保行政を統括・監督する制度が導入される初年度となります。この制度は、市町ごとの年齢調整後の医療費水準を明示し、それを納付金の負担額に直接反映させることで、医療給付費が増えれば保険税負担に跳ね返るという、給付と負担の関係を一層明確にするのが狙いです。

この制度のもとで町は、納付金の完納が義務付けられます。滞納者が増えて保険税の収納額が予定を下回った場合も、納付猶予や減額は認められず、財政安定化基金から貸付けを受けるよう指導されます。こうした仕組みが、滞納者への差し押さえや保険証の取り上げなど、収納対策の強化に町を駆り立てる動機となります。

「医療水準に見合った保険税に引き上げよ」、「滞納分は繰り入れで補うのではなく、住民に負担させよ」など、突き上げを国と県から受けることとなります。その際、年齢調整

後の医療費水準が同じ他市町との比較が、繰り入れ解消を迫る手段になります。

厚生労働省が、この制度の1つの目玉としているのが、保険者努力支援制度の新設です。これは、町と県の医療費削減や収納率向上の努力を国が判定し、成果を上げていると判断した自治体に予算を重点配分するものです。調整交付金をニンジンに、繰り入れ解消、滞納制裁の強化、給付費抑制の競争に各市町が駆り立てられます。

国保では、加入者は貧困なのに保険税は高いという国保の構造的矛盾が深刻となり、有識者が制度疲労を指摘する状況となっています。厚生労働省保険局の調べで、国保加入者の平均所得は1990年代前半をピークに下がり続け、今や130万円台にまで落ち込んでいます。一方、1人当たりの保険税は1990年代が6から7万円、2000年代後半は8万円から9万円と、上がり続けています。国保税負担率は他の医療保険と比較して以上に高いことが指摘されています。平均保険料負担率は、国保9.9パーセント、後期高齢者医療8.4パーセント、協会けんぽ7.6パーセント、組合健保5.3パーセントとなっています。

一般会計からの繰り入れについては、地方自治を規定した憲法のもと、市町村が実施する福祉施策を、政府が止めることはできないという原則は守られています。新制度導入後も国保会計への公費繰り入れは、自治体でご判断いただくとの答弁が国会でされています。

本町のご判断は、国保加入者の重い税負担軽減に背を向けるものであります。

以上、反対討論といたします。

議長（岡本安夫君） 次は、賛成討論の方はありますか。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 千種議員。

2番（千種和英君） 議案第34号、平成30年度佐用町国民健康保険特別会計予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を確立するために、重要かつ必要な制度であることは、今、ここで改めて詳しく説明する必要もありません。

佐用町においても約4,100名の加入者があり、これは人口の約24パーセントを占めております。

平成30年度からは、制度が大きく変わり、現在の佐用町が保険者となつての運営から、兵庫県と佐用町が共同保険者となつて運営をいたします。これは、国民健康保険を安定的に運営するために、平成27年5月に改正された持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく措置であります。

国民健康保険運営においては、一定の規模が必要ですが、現行の市町村国保においては、佐用町のように財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多い状況にあります。

本町においての平成30年度予算では、保険税収入が約3億5,400万円で、これは昨年と比べると約2,600万円、6.9パーセントの減少となっております。

新制度において、県への納付金として、約5億2,600万円が計上されております。

保険給付費については、14億8,000万円、前年と比べると2億7,400万円、15.6パーセントの減少となっております。

国保は、ほかの医療保険と比べると、年齢構成が高く、医療費水準が高い。所得水準が低く、保険料負担が重いといった構造的な問題を抱えている現状ではありますが、その対応に約6,000万円の一般会計からの法定外繰入がなされております。

こうして被保険者の住民にも配慮した予算となっていることも確認しておく必要があります。

ます。

今後は、県が示す納付額の金額、また、医療費水準や所得水準に応じた標準保険料率を参考に決定する町の国民健康保険税額、そして、保険給付額の推移に留意しながら、町民が安心して活用できる制度であり続けることをお願いし、この平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計予算に賛成の討論といたします。

議長（岡本安夫君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 34 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって、議案第 34 号、平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 12、議案第 35 号、平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 35 号、平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算に、反対の討論を行います。

反対の理由は、保険料を引き上げたことです。後期高齢者の医療制度は、75 歳以上の方などの人口と医療費が増えるのに伴い、保険料が 2 年ごとに引き上がる仕組みです。

後期高齢者医療保険料は、平成 30 年、31 年度分として、均等割額を年額で 4 万 8,297 円より 558 円引き上げ、4 万 8,855 円にいたしました。

今年からは、低所得者に対する保険料の軽減特別特例措置も廃止になります。年金の引き下げなど、高齢者にとって生活が、ますます苦しくなるもとの保険料は、むしろ引き下げこそ必要です。

以上で、反対討論を終わります。

議長（岡本安夫君） 次に、賛成討論の方はありますか。

[竹内君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 議案第 35 号、平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、少子高齢化社会に伴い、医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の費用負担を明確にし、公平でわかりやすい医療制度として町が加入する兵庫県後

期高齢者広域連合が運営されています。

平成 30 年度予算額は、歳入歳出それぞれ 3 億 493 万 3,000 円と、前年度比、当初予算に比べて 1.1 パーセントの増となっています。

今年度は、保険料率が 2 年に 1 度の見直しとなりましたが、医療保険料は 1 億 9,574 万 4,000 円で、前年比 159 万 4,000 円の減額となっています。

後期高齢者医療広域連合納付金は、医療保険料 1 億 9,512 万 1,000 円と、保険料の軽減措置による減税分を補填する保険基盤安定繰入金 8,324 万 8,000 円などが一般会計から繰り入れられ財政支援措置がなされています。これらは、加入者が安心して安定的に医療を受けることができるための予算であります。

以上のことから賛成討論とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 35 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって、議案第 35 号、平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 13、議案第 36 号、平成 30 年度佐用町介護保険特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 議案第 36 号、平成 30 年度佐用町介護保険特別会計予算案の反対の討論をいたします。

本会計と深くかかわる介護保険法、地域包括ケアシステム強化法では、「年収が一定額を超える人の介護サービス利用料を 3 割に引き上げる」、「各医療保険が拠出する介護納付金の算定方式を総報酬割に変える」、「廃止を決めた介護療養病床の転換先として介護医療院という新しい介護保険施設を導入する」などの制度改変とあわせ、国保の保険者努力支援制度と同様の仕組みを導入しました。その内容は、市町村、都道府県の要介護認定率、介護予防、ケアマネジメントなどの違いを国が「見える化」し、要介護認定率の低下など給付適正化の努力をした自治体に優先的に予算を配分していくというものです。

予防、健康づくりや本人の状態改善などにより、結果として要介護認定率が下がるのは歓迎すべきことですが、この間、厚労省が地域包括ケアシステムのモデルとしている埼玉県和光市、東京都荒川区、山梨県北杜市などでは、卒業の名による介護サービスの打ち切り、要介護認定を受けさせない門前払い、地域ケア会議の指導による強引なサービス縮小などが問題となっています。

要介護認定率が高い、介護給付費の水準が高いとされる自治体に数値目標を立てさせ、介護サービスの受給者を減らす改革を競わせれば、乱暴なサービス切り捨てにつながりか

ねません。介護費の「見える化」と地域格差の解消の名で医療・介護の給付費削減競争をおおるものです。

本会計は、介護保険料基準月額を 1,300 円、23 パーセントも引き上げます。介護保険制度の変更があったとはいえ、大幅な保険料の引き上げは重い財政負担です。一般会計からの繰り入れで負担軽減をすべきです。

以上、反対討論といたします。

議長（岡本安夫君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） 平成 30 年度佐用町介護保険特別会計予算案の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

高齢化が進む本町では、今年度新たに介護医療院が開設されるなど、近隣の他市町に比べ、さらに充実した介護サービスを受けることができるようになります。

しかし、本町も全国の他市町と同様に人口減少や高齢化、介護需要の増加などの影響もあり保険料が上がっています。

平成 30 年度予算においては、一般会計から 4 億 871 万 5,000 円を繰り入れることにより、安定してサービスを受けることができるよう対応されていますが、年々増加しており、今後の、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年に向けて、さらに厳しい財政運営が続くと思われま。

介護保険制度を維持させるため実施事業の検証や保険料収納率の向上、低所得者の負担軽減など適正かつ住民が安心できる制度の運用を要望して賛成討論といたします。

議長（岡本安夫君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 36 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって、議案第 36 号、平成 30 年度佐用町介護保険特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 14、議案第 37 号、平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 37 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 37 号、平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 15、議案第 38 号、平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 38 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 38 号、平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 16、議案第 39 号、平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 39 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 39 号、平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 17、議案第 40 号、平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 40 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 40 号、平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 18、議案第 41 号、平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 41 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 41 号、平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 19、議案第 42 号、平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 42 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 42 号、平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 20、議案第 43 号、平成 30 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 43 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 43 号、平成 30 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 21、議案第 44 号、平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案に

ついて、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 44 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 44 号、平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 22、議案第 45 号、平成 30 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 45 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 45 号、平成 30 年度佐用町石井財産区特別会計予算案については、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 23、議案第 46 号、平成 30 年度佐用町水道事業会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 46 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 46 号、平成 30 年度佐用町水道事業会計予算案については、原案のとおり可決されました。  
お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を 11 時 15 分とします。

午前 11 時 01 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 24 に入ります。日程第 24 及び日程第 25 は、本日、追加提出の案件でございますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第 24. 議案第 51 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） それでは、日程第 24、議案第 51 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 51 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この条例の改正は、平成 23 年度から平成 29 年度の 7 年間にわたり、町営住宅家賃を過大・過小に徴していたことにより、入居者の皆様及び退去された方々に多大のご迷惑をかけ、行政に対する信頼を損ねたことに対しまして、お詫びを申し上げ、監督者責任として町長、副町長の給料の 4 月分を 100 分の 10 それぞれ減給しようとするものでございます。

改めて、お詫びを申し上げますとともに、ご承認賜りますように、よろしく願いを申し上げ、提案の説明を終わります。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。本案については、本日即決とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 1 月分の 1 割減額ということです。この基準ですね、どういう基準で、こういうふうな減額されたのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） なかなか、この基準というものは、それぞれ定めているわけではございません。

この今回のこうした徴収の家賃の算定誤りの内容、この原因とか、また、その及ぼした影響、そういうことを勘案して、当然、職員の処分ということについても懲戒処分の審査会において検討をいただきました。

非常に長年にわたって、そうした過大徴収、過少もあったということ、このことは非常に町行政の中での職務として、非常に反省をしなければならないことであり、その担当をしてきた職員においても、当然、これに対する責任を痛感して、責任を認識していただかなければならないということで、昨日、後からまた、正式に報告を申し上げようと思っていたんですけれども、処分を言いわたしております。

ただ、今回の事件につきましては、非常に家賃の算定方法が、ルールが複雑である。毎年、収入によって算定見直しをしなければならない。また、そうした低所得者、また、子育て支援に対する国のそうした支援の改正というものも、次々行われてきたと。

そして、その算定をしている基本になる、各入居者の情報というものが、コンピューターで電算処理をしているわけなんですけれども、一旦それが、間違った処理が入力されていると、引き継いでいったものが、それぞれが正しいものとして、ずっと算定を繰り返してきたと。1 年ごとの算定になりますので、担当者も、どうしてもこれまで平成 23 年からはきまずと 4 人変わっております。そうした中で、1 人の者が長年、それが通常、容易にそういうミスがわかるという状態ではなかったと、そういうことを勘案して、訓告処分に 1 名、当初の誤り、その後の監督職であった者は訓告処分、あとの職員につきましては、口頭注意という処分にしました。

そういう内容で、県下だけではなくて、全国的にも、こうした誤りというのが、この公営住宅の家賃というのは、非常に先ほど言いましたように複雑な家賃の算定ルールになってきたということの中で、そうしたミスが生まれております。

そうした、ミスに対しまして、入居者、入居されていた方、今の現在の入居者も含めて、退去された方も含めて、全て訪問をして、お詫びを申し上げ、了解を得たという。後の処理を、早く職員のほうは誠意を持って行い、この案件について隠し立てすることなく、全てすぐに報告をし、そうした後の処理もしたということでの、そのような処分にさせていただきました。

その中で、しかし、町民の皆さん、特に入居された方に対しての責任をいうものを明確にするために、やはり一番の責任者である、私、町長と副町長が一番の責任を負うべきものではないかということで、これは、全国の例とか、県とかそういうところにも、こういう場合の責任のとり方ということについても、いろいろとある程度、指導をいただきましたけれども、そこまでする必要がないのではないかという意見も非常に強かったんですけれども、やはり町民に対して行政の信頼を損ねたということに対しては、私、町長と副町長が責任をとるべきだという、私の判断のもとに、今回の提案をさせていただいております。

給与の 10 分の 1、1 カ月ということが軽いのか重いのか、それは、それぞれの皆さん方のご判断もあると思いますけれども、やはり給与を減額するというのは、ある意味では、その額にかかわらず、その責任をしっかりと認識をして、痛感して提案をさせていただいているということで、ひとつご理解を賜りたいと思います。

議長（岡本安夫君） ほかに。  
ほかに、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより、議案第 51 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 51 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 51 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 25. 議案第 52 号 平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 25、議案第 52 号、平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 52 号、平成 29 年度佐用町一般会計補正予算（第 7 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,570 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 127 億 6,582 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、第 1 表の歳入歳出予算補正につきまして、平成 30 年度において、小学校 5 校の空調設備整備のため、学校施設環境改善交付金事業の採択の申請をしておりましたが、国の 1 次補正予算により、指定避難所でもある 4 小学校に対して、本年度へ前倒しして採択をすとの内示が 2 月 20 日付であったため、補正予算（第 6 号）に計上をすることができませんでしたので、今回補正予算（第 7 号）において、この補正をさせていただくものでございます。

それでは、まず、歳入から説明を申し上げます予算書 1 ページをご覧ください。

国庫支出金につきましては、学校施設環境改善交付金の前倒し内示に基づき 1,411 万 1,000 円を増額。

繰入金につきましては、基金繰入金 608 万 9,000 円の増額。小学校空調設備整備の一般財源として財政調整基金を増額をいたしております。

町債につきましては、1億1,550万円の増額。これは補助残の95パーセントに充当する合併特例債でございます。

次に歳出についてのご説明をいたします。

教育費の小学校費を1億3,570万円の増額。全て先に説明申し上げました、小学校空調設備整備事業に係る事業費でございます。

次に、繰越明許費の追加、変更でございますけれども、第2表、繰越明許費補正によりましてご説明をいたします。

まず、追加の公立学校空調設備整備事業でございますが、先にご説明申し上げました、小学校空調設備整備事業費1億3,570万円を全額30年度へ繰越しするものでございます。

続いて、変更の道路新設改良事業についてでございますが、これは、平成29年度末の完成を目指して工事中であった町道整備のうち、関連する県道工事の進捗及び電柱移転の状況等により、繰越の必要が生じた路線があるため、先に議決いただきました補正予算（第6号）の繰越明許費3億2,600万円に1,620万円を追加をし、3億4,220万円に限度額を改めるものでございます。

次に、地方債の追加でございますけれども、第3表、地方債補正によりましてご説明をいたします。予算書2ページをご覧ください。

公立学校空調設備整備事業は、先にご説明いたしました国庫補助内示の前倒しに伴う合併特例債1億1,550万円の追加でございます。

今回は、一般会計補正予算（第6号）に引き続き、補正予算（第7号）の提案となりましたが、ご説明申し上げましたように特別な状況であったことを、ご理解をいただきまして、よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

以上、一般会計補正予算（第7号）の提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 今、説明の中で、町長、5校とおっしゃったと思うんですけど、

これ小学校6校あるんですね。ほかのどこも、ちゃんと既にできておるのかどうか。

それと、この空調設備そのものは、教室のどこらへんまで入るんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） はい、お答えいたします。

まず、校数、学校数ですけど、ご存じのように小学校6校ございます。このうち1校、三河小学校につきましては、既に空調設備が整備済みです。ですから、残っておるのが5校。そのうち、今回、4校分が前倒しで採択がきたということが1点です。

それから、教室、どれほど工事をするのかという内訳でございますが、学校別に申し上げます。

まず、佐用小学校につきましては、普通教室全室、1学年2つ教室がございますので、12。それから、特別支援教室1つ。それで、合計13。それで、これ入札によって残が生じれば特別教室も予算内でやりたいというふうに思っています。

それから、利神小学校の普通教室が全学年で6室。それから、ここは特別支援教室については設置済みでございますので、予定は普通教室ということです。

それから、上月小学校につきましても、利神同様特別支援教室は設置済みですので、普通教室6。

それから、南光小学校についても特別支援教室は設置済みで、各学年1つで6ということで予定をしております。

議長（岡本安夫君）                   ほかに質疑はありませんか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君）                   はい、町長、それでは追加説明。

町長（庵逄典章君）                   今回の補正で見ていただいたとおり、ご説明させていただいたとおり、その内示、補助金ですね、非常に工事費、事業費から見れば、非常に少ない。1億3,000万円余りの工事費を、今のところ予算としては計上するんですけども、その中で1,411万円しか内示がないということです。

これ、国の補助、もっと率は高いんですけども、要するに補助対象というところが限られておりまして、結果的に実際の事業を行う事業費から見れば、本当に1割に満たないような補助になってしまいます。

ただ、幾らかでも補助があれば、ある時にやって、事業を実施するというのと、その、あと事業費といたしましては、合併特例債が活用できる間に、これを実施しようということで、先ほど申し上げました残っているところ5校のうち、4校分ということでありますけれども、あと残りの1校、三日月の小学校につきましても、さらに来年度の事業を申請をしております。

ですから、一応、小学校につきましては、何とか来年度中に全てを完了していきたい。そういうふうに思っております。以上です。

議長（岡本安夫君）                   はい、よろしいですか。

質疑がないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君）                   ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより、議案第52号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第52号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君）                   挙手、全員です。よって、議案第52号、平成29年度佐用町一般会計補正予算案（第7号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 26. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 26 は、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙申し出のとおり決定しました。

---

日程第 27. 議員派遣について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 27、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思っております。なお、派遣の内容等に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に記載のとおり派遣することに決定しました。

---

議長（岡本安夫君） 以上で、本日の日程は終了します。

お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議された案件は、全て終了しましたので、定例会を閉会したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、第 80 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会します。

閉会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

まずもって、予算特別委員会の西岡委員長及び廣利副委員長には、大変ご尽力いただき、御苦労さまでした。

いつごろ、誰が言ったか知りませんが、春は選抜からというような言葉もあります。

くしくも今日から選抜高校野球が始まります。これから、だんだん温かくなり春めいてくると思いますが、これから、それぞれまた、大変な時期を迎えられる方もいらっしゃいます。

それぞれ、体調管理に気をつけていただいで乗り切っていただくことをお願いしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

続いて、町長の御挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 失礼します。

それでは、平成 29 年度最後の第 80 回の定例議会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げさせていただきますと思います。

まずは、今議会、提案をさせていただきました、平成 29 年度の最終の補正予算、また、平成 30 年度に向けた新年度予算。また、多くの条例の改正案等、それぞれ慎重にご審議をいただきまして、全て原案どおり可決いただきましたこと、改めて厚くお礼申しあげます。まことにありがとうございました。

今年度も、あと 1 週間余りとなりました。冒頭、議長が御挨拶の中にありましたように小学校の子供たちの卒業式も昨日終わりました。

いよいよ、桜の花の便りも近づいて来まして、また、春を迎えるわけであります。

この平成 29 年度を振り返りまして、この 1 年間、長雨があったり、若干の被害も佐用もありましたけれども、また、冬は非常に寒い、近年にない冷え込みの中で、水道等の施設も非常に断水一步手前までというようなこともあって、担当職員も大変苦勞しましたけれども、そういう中で、皆さんのご支援とご協力、職員の頑張りによって、こうして 1 年間平穩に、この 1 年が送れたこと、そして、こうして春を迎えれたことに、改めて感謝を申し上げたいと思います。

新年度になれば、また、議員の皆様方におかれまして、それぞれ 4 年の任期が終了し、4 月には、また、議会の改選、選挙が行われるという予定でございます。

まだ、最終的に皆さん方が、次、立候補されるとか、勇退されるとかということは、これからですけれども、この今期をもって勇退をされる予定の皆さん方に対しましては、改めて、長年町行政、町政の発展のために議員としてご活躍をいただきましたことに、まず、早いですけれども、お礼を申し上げたいと思います。

また、引き続いて、町のために、それぞれ立候補をいただいで、町民の付託を得て、引き続いて皆さん方には、町のために頑張っていただきたいと、ご精勵賜りたいということで、ぜひこの 4 月の選挙を皆さんが元気に乗り切られますことをご祈念申し上げたいと思います。

この後、若干、いろんなことの報告もさせていただきますので、少し時間をいただきたいとおもいますけれども、これをもちまして、本議会に当たりましてのお礼の御挨拶にかえさせていただきます。本当に長時間ありがとうございました。

---

午前 1 1 時 3 5 分 閉会

---